

空き店舗等活用新規出店支援事業補助金のご案内

○ 補助の対象となる事業は、次に該当するものとします。

- ・ 鹿沼市内にある店舗を目的とした賃借できる既存の建築物（空き家を活用し、店舗として賃借するものも含む。また、新築の場合は、新築後6箇月以上経過したもの。）で新たに商業・サービス業を出店する事業

○ 補助の対象者は次のすべてに該当する事業者です。

- ① 鹿沼市内で創業する者
- ② 鹿沼市が発行する鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者
- ③ フランチャイズチェーン方式による運営でないこと
- ④ 店舗における経営を3年間以上継続すること
- ⑤ 店舗が小売業、飲食業、サービス業の店舗であること（オフィスとしての利用や、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業でないこと）
- ⑥ 店舗を転貸して業務を行うものでないこと
- ⑦ 店舗が鹿沼市内での移転によるものでないこと
- ⑧ 申請日時点で市税の滞納処分を受けていないこと
- ⑨ 申請時において法人にあっては市内に商業登記をし、個人事業者であっては事業主が市内に住民登録をしてある者
- ⑩ 市民生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのないこと
- ⑪ 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としたものでないこと
- ⑫ 特定の公職者（候補者を含む）、政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- ⑬ 暴力団でないこと、暴力団の統制下でないこと
- ⑭ 過去に同補助金を受けていないこと

○ 補助対象経費は、補助対象事業に関して次に該当するものとします。

- ・ 店舗家賃（敷金、礼金、その他これらに類するものを除く）に要する経費

○ 補助率及び補助限度額等は、次のとおりです。

- ・ 補助対象経費の2分の1以内（店舗オープンから最大3年間）
- ・ 1年目は月額3万円、2年目は月額2万円、3年目は月額1万円を限度（千円未満切捨て）

※ 特定創業支援事業証明書は、特定創業支援事業者である鹿沼商工会議所、栃木県産業振興センターで支援を受けた者に発行されます。

○ 申請手続きは、次のとおりです。 ※ が事業者の手続きになります

事業の計画（窓口で相談）

↓ ※事業実施（オープン）前に提出（2年目以降、特に必要と認められない場合は①～④のみ）

- | | | | |
|---|---------------------------------------|--------------------------|------------------------|
| 1 | ①補助金等交付申請書 | ②事業計画書 | ③収支予算書 |
| | ④法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては住民票の写し | | |
| | ⑤事業計画書・開業計画書（鹿沼商工会議所又は栗野商工会の指導を受けたもの） | | |
| | ⑥3年以上の営業継続を行う宣誓書 | ⑦家賃等を確認できる書類（賃貸借契約書等）の写し | |
| | ⑧当該空き店舗の現況写真、地図、配置平面図 等 | | ⑨鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書の写し |
| | ⑩風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する宣誓書（アルコール取扱店のみ） | | |
| | ⑪資格の証明書、営業許可書、開業届、食品衛生責任者修了証書 等 | | |

↓
補助金等交付決定通知

↓
※事業の実施（店舗オープン）

↓
※事業の完了（当該年度毎）

↓ ※事業の完了後1ヶ月以内に提出

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 2 | ①補助事業等実績報告書 | ③事業収支決算書（収支内訳書、損益計算書 等） |
| | ②店舗家賃に要した経費の領収書等の写し | |

↓
補助金等確定通知

↓ ※補助金等交付確定後すぐに提出

- | | |
|---|--------------|
| 3 | ①補助金等交付請求書提出 |
|---|--------------|

↓
補助金交付

★ 問い合わせ先 ★ 鹿沼市役所 経済部 産業振興課 商工振興係 TEL：0289-63-2182